

人事院は、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づき、人事院規則二一一五（人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年三月三十一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則二一一五―一

人事院規則二一一五（人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二一一五（人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
-----	-----

第一条 総裁は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二百二十六条の規定により、事務総長、局長、公務員研修所長、地方事務局長若しくは沖縄事務所長又は国家公務員倫理審査会事務局長に同法第五章第二節から第五節まで（同法第七十四条及び同章第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができる。

第一条 総裁は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二百二十四条の規定により、事務総長、局長、公務員研修所長、地方事務局長若しくは沖縄事務所長又は国家公務員倫理審査会事務局長に同法第五章第二節から第五節まで（同法第七十四条及び同章第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができる。

## 附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。